

平成29年第1回足寄町議会定例会議事録（第1号）

平成29年3月2日（木曜日）

◎出席議員（13名）

1番 熊澤芳潔君	2番 榊原深雪君
3番 多治見亮一君	4番 木村明雄君
5番 川上初太郎君	6番 前田秀夫君
7番 田利正文君	8番 高道洋子君
9番 高橋健一君	10番 星孝道君
11番 高橋秀樹君	12番 井脇昌美君
13番 吉田敏男君	

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会教育長	藤代和昭君
足寄町農業委員会会長	齋藤陽敬君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	渡辺俊一君
総務課長	大野雅司君
消防課長	大竹口孝幸君
福祉課長	丸山晃徳君
住民課長	沼田聡君
経済課長	村田善映君
建設課長	阿部智一君
国民健康保険病院事務長	對馬邦彦君
会計管理者	佐々木雅宏君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	寺地優君
------	------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	上田利浩君
-----------	-------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	大貫裕弘君
事務局次長	阿部泰子君
総務担当主査	西岡潤君

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜P 3＞
- 日程第 2 会期の決定＜P 3～P 4＞
- 日程第 3 諸般の報告（議長）＜P 4＞
- 日程第 4 報告第 1 号 総務産業常任委員会所管事務調査報告について＜P 4＞
- 日程第 5 報告第 2 号 文教厚生常任委員会所管事務調査報告について＜P 4＞
- 日程第 6 行政報告（町長・教育長）＜P 4～P 8＞
- 日程第 7 行政執行方針（町長・教育長・農業委員会会長）＜P 8～P 20＞
- 日程第 8 報告第 3 号 予定価格 1,000 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について＜P 20～P 21＞
- 日程第 9 議案第 12 号 監査委員の選任について＜P 21＞
- 日程第 10 議案第 13 号 町道路線の変更について＜P 21～P 22＞
- 日程第 11 議案第 14 号 字の区域の変更について＜P 22～P 23＞
- 日程第 12 議案第 15 号 足寄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例＜P 23＞
- 日程第 13 議案第 16 号 足寄町個人情報保護条例の一部を改正する条例＜P 23～P 24＞
- 日程第 14 議案第 17 号 あしよろ銀河ホール 21 設置及び管理条例の一部を改正する条例＜P 24～P 25＞
- 日程第 15 議案第 18 号 足寄町土地開発基金条例の一部を改正する条例＜P 25～P 26＞
- 日程第 16 議案第 19 号 足寄町税条例等の一部を改正する条例＜P 26～P 27＞
- 日程第 17 議案第 20 号 足寄町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例＜P 27～P 28＞
- 日程第 18 議案第 21 号 足寄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例＜P 28～P 29＞
- 日程第 19 議案第 22 号 足寄町小規模企業振興基本条例の制定について＜P 29～P 30＞

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

ただいまから、平成29年第1回足寄町議会定例会を開会をいたします。

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名議

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、10番星孝道君、11番高橋秀樹君を指名をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 昨日開催されました、第1回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日、3月2日から3月16日までの15日間とし、このうち、3日から11日までの9日間と15日の計10日間は休会となります。

次に、審議予定について報告します。

本日、3月2日は、議長の諸般の報告、総務産業常任委員会・文教厚生常任委員会からの所管事務調査の報告を行います。

次に、町長・教育長から行政報告を受けた後、町長・教育長・農業委員会会長からの行政執行方針を受けます。

次に、議案等の審議方法について申し上げます。

最初に、報告第3号の報告を受けます。

次に、議案第12号から議案第21号までを即決で審議いたします。

議案第22号については、提案説明を受けた後、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査といたします。

12日、日曜日は一般質問などを行います。

13日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様に御報告いたしますので、御了承願います。

なお、議案第23号から議案第32号までの補正予算案は、後日、提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

また、議案第33号から議案第42号までの新年度予算案については、後日、提案説明を受けた後、予算審査特別委員会を設置し、会期中の審査といたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの15日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月16日までの15日間に決定をいたしました。

なお、15日間のうち、3日から11日までの9日間と15日の計10日間は休会といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、10日間は休会に決定をいたしました。

なお、今定例会における一般質問通告書の提出期限は、3月6日、月曜日の午後4時まででありますので、よろしくお願いを申し上げます。

3月12日の日曜日は、執行機関の協力を得て日曜議会を開催し、一般質問を行います。

◎ 諸般の報告

○議長（吉田敏男君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

◎ 報告第1号

○議長（吉田敏男君） 日程第4 報告第1号総務産業常任委員会所管事務調査についての件を議題といたします。

別紙配付のとおりです。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、報告を終わります。

◎ 報告第2号

○議長（吉田敏男君） 日程第5 報告第2号文教厚生常任委員会所管事務調査報告についての件を議題といたします。

別紙配付のとおりです。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、報告を終わります。

◎ 行政報告

○議長（吉田敏男君） 日程第6 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、4件の行政報告を申し上げます。

まず、昨年8月から9月の台風及び大雨に伴う被害状況等についてでございますが、昨年9月開催の平成28年度第3回定例会にて御報告しておりますが、その後の復旧状況につきまして御報告をさせていただきます。

まず、町道についてですが、77路線145カ所の被害箇所のうち、47路線98カ所につきまして復旧完了しておりますが、36路線47カ所につきましては、早期の降雪と被災箇所が多く、施工業者の確保が困難であったことから復旧工事が完了していないため、平成29年度に繰り越しして復旧する予定となっております。平成29年2月末現在における町道通行どめ路線数は8路線となっております。

なお、復旧に伴う予算は、平成29年第1回臨時会において補助災害復旧費1,717万2,000円、単独災害復旧費953万7,000円の合計2,670万9,000円の繰り越しを承認いただいたほか、平成29年度当初予算に3,211万4,000円を今定例会において計上させていただいております。

水道施設では、導水管等の損傷4路線のうち3路線の復旧が完了しておりますが、残り1路線につきましては道道復旧と連携して工事を行うことから、災害復旧費623万6,000円を平成29年度に繰り越しして復旧することとしております。

下水道施設につきましては、旭町中継ポンプの復旧工事を現在実施中で、年度内完成の予定となっております。

普通河川の堆積土砂撤去及び里見が丘公園キャンプ場園路法面決壊部復旧につきましては、完了しております。

農業被害についてですが、昨年の行政報告時には、農地被害面積が87ヘクタールと御報告いたしましたが、その後の調査により1.8ヘクタール増の88.8ヘクタールとなっております。

復旧状況についてですが、生産者、農協と協議を行い、秋まき小麦作付圃場の復旧を優先し、農地決壊7.8ヘクタールと、土砂堆積29.3ヘクタールの合計37.1ヘクタールが復旧済みとなっております。

残る51.7ヘクタールにつきましては、足寄川、螺湾川沿いの圃場となることから、河川管理者の帯広建設管理部足寄出張所と協議した結果、河川の復旧事業が平成29年3月以降となり、農地復旧を先行して実施したとしても融雪時に河川水の農地への流入が予想されることから、平成29年度予算に農地復旧費1億4,147万8,000円を計上し、河川工事と連携して復旧工事を実施する予定となっております。

農業用施設被害につきましては、農道・耕作道被害22カ所のうち10カ所、耕作橋損傷4カ所のうち2カ所、排水路の決壊・土砂埋塞16カ所のうち5カ所の復旧が完了しておりますが、他につきましては平成29年度予算に4,104万6,000円を計上し、復旧工事を実施してまいります。

また、鹿柵につきましては、当初の調査時における被害延長4,630メートルは既に復旧しておりますが、その後の調査で新たに1,010メートルの被害が判明しました。

しかし、降雪により作業が困難となったため、昨年調査できなかった箇所も含め、平成29年度に復旧する予定であります。

林道につきましては、路面流失等7路線12カ所のうち、2路線5カ所につきましては復旧工事が完了しておりますが、残りにつきましては、早期降雪と施工業者の確保が困難であったことから、平成29年度に繰り越しして復旧工事を実施してまいります。

足寄小学校教員住宅1棟の補修工事につきましては、現在工事中で年度内完成の予定と

なっております。

災害見舞金等についてですが、河川越水、堤内水氾濫にかかわる床上・床下浸水の住宅被害に見舞われました方に対する被害見舞金を平成28年9月2日、48世帯に合計770万5,000円をお渡ししております。

また、災害に伴う住宅改修費補助につきましては、平成29年2月20日現在、34件、合計2,004万2,000円の交付決定をしております。

町といたしましては、早急に被害復旧を完了させ、住民の皆様が一刻も早くもとの生活に戻れるよう努力してまいり所存でございますので、今後とも御理解、御協力賜りますようお願い申し上げます、災害復旧状況についての行政報告とさせていただきます。

次に、足寄高校の存続支援について御報告いたします。

現在、足寄高校における平成29年度の入学希望者は、定員80名に対し59名の出願状況。これにつきましては、先日の新聞報道によりますと、60名の出願状況となっております。平成29年度については、1学年学級二間口、これは2クラスを維持できる見込みであります。

なお、1年生から3年生まで全学年が二間口、二クラスとなるのは平成22年度以降であり、実に7年ぶりとなります。これも、これまで足寄高校や同校振興会、足寄高校を存続させる会等の関係機関が連携して行ってきました各種支援策の効果が徐々にあらわれ始めたものと考えており、平成29年度においても足寄高校の魅力さをさらに高め、選ばれる学校づくりを進めるため、引き続き足寄高校存続に係る支援策を実施してまいります。

具体的には、町の補助金を受け、足寄高等学校振興会が実施しております、学力向上やPR活動などへの支援に加え、経年劣化により使用できなくなっている同校吹奏楽局の楽器更新並びに4年ぶりの復活となる野球部立ち上げにかかわる用具購入にかかわる補助を3年かけて行うことといたしました。

また、足寄高校生1年生の希望者全員をカナダ・ウェタスキウィン市に派遣する足寄高校生海外研究派遣事業や、町単独で支援を行っております、足寄高等学校通学者補助事業、学校給食の無償提供についても継続して実施することとしております。

株式会社Birth47が運営する公設民営の足寄町学習塾には、全校生徒121名のうち、現在65名の生徒が通っているほか、一般社団法人びびっどコラボレーションが管理運営する足寄町多目的交流施設は、全12部屋のうち11部屋が現入居者と新入学生の予約となっております。

将来的な児童・生徒数の推移を見ますと、町内の生徒だけでは二間口確保は難しい状況であり、町内の中学生はもちろん、町外からの生徒確保が重要な要素となるため、今後も足寄高校存続に向けてできる限りの支援をしてまいり所存でありますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

次に、平成31年4月以降のごみ処理体制につきまして、御報告をいたします。

本町では、銀河クリーンセンターの竣工とともに平成14年12月から本別町、陸別町、足寄町の池北三町での広域ごみ処理事業が始まり、17種類の分別収集を実施し、平成18年7月からはごみ処理の有料化を進めております。

人と自然に優しく、次世代の子供たちが安全で安心して暮らしていける循環型社会の構築を目指し、リサイクルの推進やごみの減量化に努めてまいりました。

銀河クリーンセンターは、事業開始以来14年が経過しておりますが、平成31年3月末で一般廃棄物最終処分場がほぼいっぱいとなることから、ごみ処理体制の構築に向け、本別町、陸別町と連携を図りながら検討を進めてまいりました。

現施設の改修や新たな最終処分場の確保等につきましては、膨大な建設費用がかかり住民に大きな負担となり、現状では難しい状況

にあることから、平成31年4月から一部のごみについては、し尿処理と同様に十勝圏複合事務組合による共同処理を行う方向でおります。

具体的な収集体制、分別種類、分別方法等につきましては、今後詳細に検討していくこととなりますが、帯広市にある中間処理施設くりりんセンターでは、燃やすごみ、燃やさないごみ、有害ごみ、危険ごみ、大型ごみを処理し、銀河クリーンセンターでは資源ごみのみの受け入れとなる予定でおります。

なお、生ごみ、木くず等の処理につきましては、バイオマス資源・施設の有効活用や輸送コスト等の費用対効果も含めた中で検討しております。

今後も、より一層のごみの減量化、リサイクルを進め、環境に優しい美しいまちづくりを目指してまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます、御報告といたします。

次に、足寄町路面修繕計画の策定について、御報告をいたします。

平成24年12月に中央自動車道笹子トンネル内の天井板落下事故が発生したことを受け、全国的に社会インフラの総点検を速やかに実施することが求められております。

足寄町が管理する町道は、407路線で総延長約491キロメートルであり、その多くの道路が整備後数十年を経過していることから、今後ますます道路舗装の老朽化が進行するとともに、財政負担の増加が懸念されております。

このような中で、本町では平成26年に国土交通省道路ストック総点検実施要領に準じて舗装されている町道のうち、市街地においては患者輸送バス・スクールバス・通学路線、郊外においては1・2級町道で同バス路線など、主要な道路12路線で53キロを対象として路面性状の点検、調査を実施してきました。

路面性状の判定地であるMC I値において望ましい管理水準は5.1以上とされていま

すが、調査結果では緊急性が高く著しい劣化を示している箇所は確認されなかったものの、修繕が必要となるMCI値4.0以下の路線区間延長が約24キロと全体の約46%を占め、今後も年数の経過とともに4.0を下回る路線区間延長の増加が予想されます。

こうした点検結果をもとに、道路の維持管理、修繕を計画的に行うことを目的として、安全で円滑な通行を確保するとともに、限られた財源の中で効率的かつ効果的な修繕を図るため、費用の平準化を踏まえた足寄町路面修繕計画を別冊のとおり策定をいたしました。

本計画に基づき、平成30年度から国の交付金事業であるストック修繕事業に要望するための調査設計費を今定例会において平成29年度予算に計上させていただきましたので、御理解賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

以上、行政報告といたします。

○議長（吉田敏男君） 次に、教育委員会から教育行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

教育長 藤代和昭君。

○教育長（藤代和昭君） ただいま、議長よりお許しをいただきましたので、教育委員会から足寄町民センター改修事業について、御報告申し上げます。

足寄町民センターは、昭和57年、58年の2カ年間で建設されて以来、34年が経過しました。

現施設は、鉄筋コンクリート造り、一部鉄骨、地上2階、延べ床面積2,664平方メートルで、町民の生涯学習の拠点、児童生徒の学習活動の場としての役割を担ってきましたが、施設設備の老朽化が進み、多様な町民ニーズに対応できなくなってきたことや、町民要望も多かった図書館化を図るために大規模な改修、整備が必要となり、足寄町第6次総合計画において、平成29年度から平成31年度までの3カ年で整備を計画し、平成27年度に基本設計、平成28年度に実施設

計を行っているところであります。

本事業の概要ですが、平成29年度は主に図書館となる2階の改修を進め、あわせて会議室、生活実習室等の移設工事を行います。

平成30年度も引き続き図書館開設に向けた改修工事を行うとともに、多目的ホール等の整備も進めます。

また、空調設備や照明のLED化の設備も行い、平成30年度中に内部改修を終える予定としております。

最終年度の平成31年度は、劣化が著しい屋根や正面玄関と外壁の改修を実施する計画としております。

図書館化に当たりましては、図書環境の整備はもとより、町民が憩い、安らぎ、学び合える公共空間としての機能を有する設備を行います。

また、図書館化に伴い、図書館司書などの専門職員を配置し、利用者からの相談業務や専門的なサービスを提供できる体制を整え、町民の自主的な学習活動の支援や図書館事業の積極的な展開を図りながら、子供たちから高齢者まで幅広い年齢層に対応した優しい施設運営を進めてまいります。

本を借りるだけの図書室から、町民に愛され笑顔と学びが広がり、みんなが集える憩いの場として図書館は平成30年1月に開設を予定しております。

なお、改修事業関連予算として平成29年度予算に総額3億1,377万7,000円を計上させていただいておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、足寄町民センター改修事業についての御報告とさせていただきます。

次に、足寄小学校改修事業について、御報告申し上げます。

足寄小学校の校舎は、昭和53年に建設されて以来38年が経過し、これまで大きな改修工事としては、平成14年にエレベーターの新設及びバリアフリー化、平成21年度に耐震補強工事及び西側校舎の改築を実施しておりますが、校舎内部の床や壁、天井につい

ては大きな改修を行っていないため、老朽化が進んでおります。

トイレについては、平成12年度に改修工事を行っておりますが、現在も約半数の便器が和式であり、便器や床も長年の汚れが見受けられることから、衛生面の向上や児童が利用しやすい環境に改善することが必要となっております。

暖房については、現在の蒸気ボイラーを設置してから24年が経過しているため、故障の発生や配管の劣化が進み、教室等への熱供給の安定性に欠ける状況にあります。

さらに、重油用地下タンクが平成30年7月までに消防法に基づきタンク内部の改修を行うか、廃止するかを選択することになりますが、蒸気ボイラーや配管の老朽化を改修するには莫大な経費を要することから、地下タンクを廃止し、灯油によるFF式暖房設備に改修することとします。

基幹小学校である足寄小学校の教育環境を改善し、児童の健やかな学びに供するため、足寄町第6次総合計画において、平成29年度及び平成30年度の2カ年にわたり大規模改修工事を計画し、平成28年度に実施設計業務を完了しております。

平成29年度の工事は、廊下及び教室の床や校舎内照明器具のLED化、天井、トイレ、壁等の施設と暖房や高圧受電等の設備の改修とともに、水飲み場や教室内ロッカー、掃除用具入れ等の建具更新を予定しており、工事請負費として2億4,449万1,000円を平成29年度予算に計上いたしました。

なお、平成30年度には、内窓設置、二重サッシ化と児童玄関及び職員室、校長室の改修を予定しておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます、御報告いたします。

○議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

◎ 行政執行方針

○議長（吉田敏男君） 日程第7 行政執行

方針について、町長から行政執行方針を申し述べます。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、平成29年第1回足寄町議会定例会の開催に当たり、私の町政執行に臨む基本姿勢と主要な施策について所信を申し上げます。

本町は、昨年8月の台風7号、11号、9号、10号により甚大な被害を受けました。

改めて、被災された町民の皆様にご心からお見舞いを申し上げます。

この間の災害復旧には、多くの町民のボランティア、関係機関の御協力をいただきながら全力で取り組んでまいりましたが、完了には至っておりません。

新年度の最優先課題と位置づけ、引き続き復旧に当たってまいります。

平成28年度の町政運営につきましては、平成27年度に策定をした足寄町第6次総合計画、足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、各種施策を展開してまいりました。

人口減少対策の大きな柱として、5億円の足寄町子育て安心基金を主たる財源として子育て応援出産祝金贈呈、学童保育料無償化、学校給食費無償化、保育料無償化等の子育て・教育支援を継続実施してまいりました。

産業の振興と雇用の場の創出については、地域おこし協力隊員の受け入れ、滞在型観光施設としての里見が丘公園再整備、農業担い手育成支援、足寄型農業確立に向けた支援、住環境整備に加え店舗・事業所等商業系家屋への補助拡大と上限額を150万円に増額等の施策を通じ、定住人口の確保、地域経済の活性化に努めてまいりました。

平成27年12月末の人口は7,211人でしたが、平成28年は自然減といわれる年間の死亡が100人、自然増の出生51人で差し引き49人の減となり、また、転入・転出差し引きしますと、23人減であることから、平成28年12月末の人口は7,139

人となり、1年間で72人の減少となりましたが、ここ数年の減少率と比べると一定の歯どめがかかったものと考えております。

自治体を取り巻く環境は、政治、経済などの先行きが不透明な中、厳しい状況となっておりますが、豊富な資源を生かし、町民と職員の知恵を結集し、住みたい、住み続けたい、住んでいてよかったと思えるまちづくりを進めていく考えであります。

その基本は、足寄町第6次総合計画であり、足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略であります。医療、介護、保健、福祉の連携システムも取り組みから5年経過となることから、これまでの成果と課題を検証し、今後のあり方を確立してまいります。

あわせて、特別養護老人ホームの建てかえの検討を進めてまいります。私たちが目指す町の将来像、緑の大地にあふれる幸せ、安全で安心なまち、あしよろの実現に向けて町政執行に取り組んでまいります。

次に、平成29年度予算編成の重点方針を申し上げます。

1点目として、安全・安心な住みよいまちづくりの推進。

2点目として、産業振興の推進。

3点目として、学びと文化のまちづくりの推進。

4点目として、総合戦略による人口減少対策の推進。

5点目として、医療と介護、保健、福祉の連携システムの推進。

以上の5点を基本に、予算編成を行いました。

次に、平成29年度の一般会計、特別会計、企業会計の予算案につきまして、その概要を御説明を申し上げます。

最初に、足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組み等について御説明を申し上げます。

人口減少や少子高齢化が急速に進む社会情勢においても、この地で暮らすことに幸せを感じられる町を維持していくため、足寄町ま

ち・ひと・しごと創生総合戦略を平成27年9月に策定し、平成31年度までの5年間で人口減少の克服や地方創生の効果が期待できる取り組みを進めることとしており、この総合戦略に掲載した取り組みのうち、平成29年度予算に計上した事業について御説明をいたします。

本町の総合戦略では、三つの基本目標を定めております。

基本目標1の産業振興と雇用の場の創出にあつては、特産品開発等を進めるための地域おこし協力隊の受け入れと人材育成、ふるさと納税特産品等の充実、農業担い手育成支援、滞在型観光施設としての里見が丘公園再整備、店舗等改修費支援等を昨年同様継続して計上をいたしました。

基本目標2の若い世代が希望に応じ結婚、出産、子育て、働き方ができる環境づくりにあつては、平成27年度から実施している保育料完全無償化、子育て応援出産祝金贈呈、男性を含めた不妊治療費助成、障害者日中一時支援事業補助、あしよろ高校生のための学習塾運営、学校給食費無償化等の切れ目のない子育て支援策を昨年同様計上をしております。

基本目標3の定住促進、日常生活の機能維持及び地域ネットワークの構築にあつては、空き家利活用支援業務、住環境整備補助等を計上をしております。

また、国の地方創生推進交付金を活用し、基幹産業である農業を軸とした移住定住の促進を図るべく農業人材育成・移住就業サポート事業を計上しており、地域創生を推進するため、人口減少対策に幅広く使える国の推進交付金を活用し、議会とともに足寄町の地方創生を着実に進めてまいりたいと考えております。

さらに、移住定住の促進を図るための移住体験用住宅を、地方創生拠点整備交付金を活用し、平成28年度補正予算を繰り越しして整備をしております。

平成28年10月より、移住体験、農業研

修のための宿泊及び足寄高校生の下宿機能を合わせ持つ多目的交流施設を開設しており、平成29年度の足寄高校への入学希望者からの問い合わせも多く来ていることから、新年度にはほぼ満室となる見込みであり、さらに下宿施設の検討が必要となっております。

足寄高校存続のため、平成27年度より足寄高校生を対象とした公設民営の足寄学習塾を開設しており、順調に利用者数がふえています。

学習塾、多目的交流施設の整備による効果があらわれており、学力向上や将来の地域を担っていただく人材育成に役立っていくものと考えております。

次に、地域活性化の推進について申し上げます。

住環境・店舗等整備補助金につきましては、平成28年12月末時点での利用数が193件と多くの方に利用いただいております。地域経済の活性化と住環境の改善に効果のある事業であることから、平成29年度につきましても平成28年度と同様の予算措置をいたしました。

まちづくり活動支援補助金につきましては、住民参加によるまちづくりや、住民の主体性が発揮できるまちづくり活動を行う町内住民グループに対し、これまで同様支援をまいります。

ふるさと足寄応援寄附推進事業につきましては、平成26年6月から本町の特産品を全国にPRするとともに、ふるさと足寄応援寄附金の収入増を図るため、寄附のお礼として特産品を贈呈をしています。

平成28年度は、ふるさと新聞の作成や新たな特産品を開発するなどの取り組みを行いました。新たに特産品を贈呈する市町村がふえ、特産品も多様化、充実してきたことなどもあり、平成27年度と比較し大幅に下回る結果となりました。

本事業により特産品の販売がふえ、地場産業の活性化も図られていることから、継続して足寄町を応援していただけるよう特産品贈

呈のための報償費や手数料、広告費などの経費を予算措置をいたしました。

次に、地域公共交通対策であります。市街地における移動手段を確保するため、市街地コミュニティバスの運行を継続するとともに、平成28年度に実施しております、足寄町地域公共交通再編等検討業務の結果をもとに、地域全体の移動手段の充実と効果的で持続可能な公共交通体系づくりを検討してまいります。

次に、自治会活動であります。地域の福祉や防犯、交通安全運動、環境整備としての花いっぱい運動等の取り組みを通じて、住みよい地域社会づくりやまちづくりの中核となる自治会活動の活性化に努めます。

また、地震や大きな被害となりました、昨年の連続した台風上陸などのような異常気象の発生により、いつどこで災害が起きてもおかしくない状況となっております。

防災意識は高まりつつありますが、災害時においてみずからの地域をみずからが守る防災活動として、自主防災組織の組織化に向けた取り組みを推進してまいります。

次に、新エネルギー利用の推進であります。家庭用太陽光発電設備の導入や木質ペレット燃焼機器導入について、本年も継続した支援を行うとともに、より利用しやすい制度へ改善を図ってまいります。

次に、農業振興対策について申し上げます。

本年度も農業の持続的発展を支える取り組みを行ってまいります。

1点目のバイオガスプラントの建設については、平成29年第1回臨時会において建設概要等を行政報告しているところですが、この間、地域の農業者、民間事業者、行政等で協議を重ねた結果、芽登地区において町内でも最大規模となる牧場とフリーストール農家2戸を合わせた3戸を対象として集約型プラントを建設することとなりました。

このバイオガスプラントでは、積極的にふん尿を受け入れて資源・資材化することによ

り、酪農家を支援する施設とすることを目指しており、このプラントが完成し運用されれば、資源の地域内循環が生まれ、各方面において波及効果が生まれ、産業振興、雇用創出など地域の抱える課題を解決することができるものと期待をしております。

現在、地域バイオマス利活用施設整備事業を活用するため、事業計画書を提出しており、バイオガスプラント本体以外の建設費等についても各関係機関と協議をしながらとり進めてまいります。

2点目は、産地パワーアップ事業を活用した馬鈴薯の集出荷貯蔵施設についてであります。

既に企業立地の観点から第1回臨時会において行政報告していますが、株式会社北海道ちぬやファームが郊南地区に馬鈴薯の集出荷貯蔵施設の建設を計画しております。

本町のコロッケ用原料となる馬鈴薯の作付面積が拡大することにより、農業所得の向上や、小麦・てん菜・豆類の畑作3品の輪作から、馬鈴薯を加えた4作物での輪作体系の確立により他作物の収量増にもつながるものと考えております。

集出荷貯蔵施設が建設されることにより、安定した農業経営につながる作物となり、また、雇用の拡大などの地域活性化に大きな影響があると考えており、農業分野のみならず、多方面において波及効果が期待されているところであります。

3点目は、道営草地畜産基盤整備事業、公共牧場整備により、公共牧場及び生産者の草地整備等を実施するなど、自給飼料の生産性向上を図るため、農業基盤の整備を推進いたします。

4点目は、農業担い手の確保と育成対策ですが、これまで16組の方が新規就農を実現し、平成29年度には2組の方が新規就農指向者として経営開始に向け準備を行っております。

本年度も、引き続き国の政策である新規就農総合支援事業と一体的に重点政策として推

進してまいります。

5点目は、平成27年度から日本型直接支払制度が法制化されたことにより、事業を一体化し、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、足寄町農業再生協議会を中心に関係機関・団体と連携を強化し、積極的に取り組んでまいります。

6点目は、畜産経営従事者の高齢化及び畜産農家の減少など厳しい状況にある中、畜産経営の安定と向上を図るために規模拡大等の意欲ある畜産農業者に対し、無利子による畜産振興資金貸付金を増額をする予算措置を行いました。

さらに、畜産経営を行う上で大きな影響を与えることとなる家畜伝染病に対する予防対策のため、足寄町家畜伝染病自衛防疫対策協議会に対して、継続し家畜伝染病予防対策補助金の予算措置を行いました。

7点目は、昨年8月の台風7号等による鳥獣害防止柵の破損等の被害について、引き続き早期に復旧するための予算措置を行いました。

8点目は、農畜産物の6次産業化推進に当たり、昨年度に引き続き地域おこし協力隊にかかわる予算措置を行いました。

9点目は、農地災害、農業用施設災害及び林道災害復旧について、昨年度に引き続き、生産者、帯広建設管理部足寄出張所と連携を図り、早期に復旧し、営農再開できるよう補助災害、単独災害の予算措置をいたしました。

次に、林業振興について申し上げます。

森林・林業を取り巻く状況は、北海道の各地で木質バイオマス発電所の稼働が始まりつつあり、活発な木材市況が続いております。

本町としても、将来にわたり森林の恵みを享受できるよう昨年度に引き続き各事業の補助を実施してまいります。

また、町有林の管理運営についても引き続き貴重な財産である木質資源を持続、循環させるとともに、森林の持つ公益的機能の維持

増進を図ってまいります。

鳥獣被害防止対策については、北海道が実施する鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業を引き続き活用することで、狩猟者の有害鳥獣駆除にかかわる経費負担を軽くするとともに、農林業被害の軽減に努めてまいります。

次に、商工観光振興対策について申し上げます。

足寄町商工会運営事業に対する支援と、町内中小企業者の経営安定化に資するために、中小企業特別融資制度及び融資保証料の補助などの支援対策を引き続き実施し、金融機関や商工会と連携しながら融資制度の活用を推進してまいります。

その他の商工観光振興対策ですが、まず1点目は、足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略の重点戦略の実現に向けた取り組みについて、本別、陸別、足寄3町で観光を軸とした地域経済の振興に取り組みます。

地域おこし協力隊を1名配置し、商工事業者や生産者とともに特産品の開発等を行ってまいります。

2点目は、地域産業の競争力強化の観点から、本町のすぐれた自然景観や特産品の魅力発信に努めます。

本町観光の情報発信及び拠点施設であり、道の駅における集客力の向上に努め、あしよる観光協会など関係者と連携を図り、チャレンジショップなど、にぎわいのある道の駅づくりを図ります。

3点目は、阿寒国立公園の名称変更が8月に予定されており、道内外から多くの観光客が訪れるオンネットー周辺施設の管理、環境整備等について、利用と保全の今後のあり方について関係機関と検討を進め、観光客入込数の増加を図ってまいります。

4点目は、各種イベントについて、足寄ふるさと花まつりや足寄ふるさと盆踊り、両国花火大会実行委員会への支援、協力をしてまいります。

5点目は、地場産品開発や起業等創出支援として、平成25年度に創設した足寄町産業

振興事業補助金を本年度も引き続き実施いたします。

6点目の雇用対策については、求人情報の町ホームページへの掲載など地域内外から情報を入手しやすい環境づくりに努めます。

7点目は、十勝東部6町で構成するふるさと東十勝通年雇用促進協議会による各種技能講習や技術取得セミナーなどの開催を通じて季節労働者などの雇用促進を進めてまいります。

○議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩をいたします。

11時10分まで休憩をいたします。

途中でありますけれども、申しわけないです。

午前10時53分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

引き続き、行政執行方針を述べます。

安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） それでは、次に、福祉施策の推進について申し上げます。

まず、子育て支援の充実ですが、引き続き、平成27年度に創設した子育て安心基金を主な財源に、子育て応援出産祝金の支給を初め、認定こども園、僻地保育所、家庭的保育事業所及び学童保育所の保育料の無償化を実施してまいります。

本町の子育て支援施策の充実により、認定こども園、僻地保育所及び家庭的保育事業でおあずかりする児童数の合計が、昨年4月には172人でしたが、本年4月には20名増の192人となる予定であり、子育て応援出産祝い金にあつては、平成27年度1年間で42人の出生にお祝いをいたしました。平成28年度は4月1日から2月18日までで47人と、人口減少対策の効果があらわれてきているものと考えております。

また、望んでもなかなか子供を授かることができない御夫婦の経済的負担を軽減するため、男性の不妊治療を含め、特定不妊治療費

の助成を引き続き実施いたします。

なお、不育症治療費の助成につきましては、北海道や札幌市が平成29年度の予算化を検討しているとの新聞報道を受け、情報収集を行っておりますが、北海道の支援内容が明らかになった段階で足寄町としての支援制度を整備したいと考えております。

次に、昨年度から日本脳炎ワクチンやB型肝炎ワクチンなどの定期接種化が始まったことから、予防接種費用を増額するとともに、新たにPET乳がん検診費用の助成や子宮がん検診や乳がん検診を帯広市内医療機関で個別に受けた際の自己負担額について、町内で行う集団検診の自己負担額と同額となるよう支援を行うこととしております。

次に、昨年4月にオープンの子童館あしよべーの学童保育の利用者数が予想以上に伸びており、放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例で規定している利用定員80名を120名に改正する条例案を本定例会に提案させていただきました。

次に、障害福祉施策ですが、障害児の日中一時支援にかかわる利用者負担の無償化は、一般財源により継続実施することとし、予算措置をいたしました。

また、NPO法人が平成29年度に新築移転を予定している障がい者就労継続支援B型事業所は、利用者定員を現行の20人から30人に拡充し、食事を提供するための調理室も整備し、障害者の避難所としての公的機能を担っていただく計画としております。

施設は、木造平屋建て388平方メートル、整備費が約1億3,000万円で、その2分の1を国庫補助金、4分の1を道補助金で賄われる予定であり、2月10日に国及び道からの補助金額の内示通知があったことから、施設整備費から国及び道の補助額を除いた額を足寄町が支援することとしており、当初予算で4,313万9,000円の補助を計上し、その財源として過疎対策事業債3,980万円の充当を予定しております。

次に、高齢者福祉施策ですが、高齢者等複

合施設むすびれっじの運営を初め、高齢者等の権利擁護や介護支援ボランティア等の実施機関として足寄町社会福祉協議会に引き続き業務委託をするほか、福祉課総合支援相談室を軸として医療及び介護サービス事業所等と情報共有を図り、医療と介護、保健、福祉の連携システムをさらに推進してまいります。

また、老人憩いの家集会室床面の老朽化が著しいことから、張りかえ等を行うための工事費を計上しております。

本年度、新たに介護人材確保対策事業としまして、介護福祉士の資格を取得するために進学する足寄高校卒業生1名分の修学資金の貸付金と、町内の民間介護保険施設等に新たに就職する人や町外から転入する介護従事者を支援するため、介護従事者就労支援等補助金の予算を計上しております。

次に、足寄霊園の整備であります。足寄霊園の園路修繕工事につきましては、西側園路のコンクリート平板が老朽化により路面が歩きにくくなっていることから、昨年度に引き続き、平板を張りかえして整備を図ってまいります。

また、本年度に予定しておりました、区画造成については、平成28年度の申込者が少なかったことから、現在の区画残数と利用実績を考慮し、平成31年度に区画造成を予定しております。

次に、環境衛生対策の推進について申し上げます。

ごみ処理対策につきましては、町民の皆様の御理解と御協力によりまして、順調に推移しておりますが、今なお一部において不法投棄や不適切な処理により環境への影響が心配される事案が見受けられるため、本別警察署と協力し、適切な処理の徹底に努めます。

また、ごみの減量化の取り組みについても、引き続き資源ごみの集団回収や生ごみ処理機等の購入に対して、その経費の一部を助成し、減量化を図ってまいります。

池北三町広域処理の一般廃棄物最終処分場につきましては、平成30年度でほぼいっば

いになることから、関係自治体及び関係団体との協議を行っておりますが、平成31年度以降の収集体制、分別種類、分別方法等についてさらに検討を進めてまいります。

合併処理浄化槽整備につきましては、健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の健全な水環境の保全に資するため、下水道整備計画に定められた予定処理区域以外の区域につきましては、平成20年度から国の補助対象である個人設置型浄化槽設置整備事業により整備を進めておりますが、整備費用が高額になるため、10人槽以下の各人槽浄化槽に対し、国の補助に町が上乗せし限度額を設定、本体整備にかかわる費用の9割を上限に補助し、引き続き整備促進を図ってまいります。

し尿処理につきましては、平成18年4月から十勝環境複合事務組合に加入し、帯広市の中島処理場で処理をしておりますが、中島処理場は昭和42年の供用開始から49年を経過し、老朽化により新たな施設の整備が国庫補助事業である汚水処理施設共同整備事業を活用し、十勝川流域下水道浄化センター敷地内に、し尿等前処理施設を併設し、処理する方法で進められております。

平成28年度から本体建設工事に着手、本年度に完成、平成30年度から共用開始を予定しております。

次に、僻地患者輸送車整備事業ですが、平成12年度購入の患者輸送車が老朽化していることから、更新を図り利用者に安心、安全な運行を図ってまいります。

次に、営農用水道等ですが、上足寄営農用水道の浄水装置、鷲府営農用水道の中央監視装置の設置を行い、維持管理の充実と利用者に安心、安全で安定的な水の供給を図ってまいります。

次に、地籍調査事業ですが、平成26年度着手の上利別の一部地区4.40平方キロと、郊南地区1.13平方キロの地積測量、本閲覧を経て、人稱手続を行い、地区完了し、平成28年度着手の下愛冠の一部地区4.70平方キロ復元測量を行い、稲牛地区

の一部1.45平方キロを平成29年度新規地区として着手し、土地の位置づけの明確化を進めてまいります。

次に、土木建設工事について申し上げます。

栄町2丁目仲通、中足寄愛冠線の改良舗装及び西町、下愛冠地区の公共下水道工事区間、上芽登原野線、中矢幹線、北斗1号幹線の舗装補修、南2条から南4条間の照明灯LED化を図ってまいります。

また、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、ポン稲牛橋、共栄橋の修繕と空内橋の調査設計、62橋の橋梁定期点検を行い、生活道路等の整備改善を図ります。

生活道路、通学路等のより安定的な除排雪体制の確保と、安全安心な冬期交通環境を確保するため、社会資本整備総合交付金を活用をして除雪専用車の更新を行います。

次に、公園事業であります。里見が丘公園再整備事業として、レストハウスの建築と遊戯広場の遊具設置を行います。

また、公園長寿命化計画に基づき、各公園の遊具修繕を行い、地域ニーズに沿った施設整備を図ってまいります。

次に、公営住宅整備であります。国の平成28年度補正予算により、3・4号棟9戸の新築工事や外構、駐車場の整備を行うことから、今年度は5号棟（1棟12戸）の建築設計と外構、駐車場の実施設計を行ってまいります。

次に、災害復旧であります。昨年の台風により被害を受けた町道において、未復旧となっております。23路線、31カ所の復旧工事を行い、車両通行の安全確保を図ってまいります。

次に、消防費について申し上げます。

消防費に常備消防管理経費と非常備消防管理経費を設け、常備消防管理経費には、とちがひ広域消防事務組合消防負担金等を、非常備消防管理経費には消防団に要する経費をそれぞれ予算措置をいたしました。

消防自動車更新事業といたしまして、購入

後25年以上経過し老朽化が進んでいた消防ポンプ自動車2台を更新いたします。

災害対策につきましては、昨年夏の台風災害を踏まえた足寄町防災計画の見直しを図ってまいります。

次に、特別会計について申し上げます。

まず、簡易水道事業についてであります。芽登地区で流量計、水位計、残留塩素計などの計装装置の更新と北区浄水場での遠隔監視を図るためのシステム整備を行い、施設管理の充実と安定した水の供給を図ってまいります。

次に、公共下水道事業についてであります。昨年度に引き続き、西町8丁目から9丁目の污水管敷設、下愛冠1丁目の一部の污水管及び雨水管敷設整備工事を実施し、整備効果の向上を図るとともに、過年度敷設污水管の高圧洗浄やカメラ調査を行い、適正な維持管理を図ってまいります。

また、下水道終末処理場においては、長寿命化計画に基づき、電気設備、機械設備の更新を行います。

次に、土地区画整理事業についてですが、平成15年2月の事業計画決定以降、関係権利者初め多くの皆さんの御理解と御協力のもと事業展開してまいりましたが、平成30年度事業完了に向けた換地処分や区画整理登記、清算金の決定を行ってまいります。

次に、介護保険特別会計にあつては、第6期介護保険事業計画の最終年度として、これまでの実績を踏まえて必要な予算措置を行っております。

次に、介護サービス事業であります。特別養護老人ホームの運営に当たっては、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に努め、家庭的な雰囲気の中でその人らしい暮らしを保つことができるよう引き続き利用者の健康保持、安全・安心して生活が送れる施設づくりを今後も進めてまいります。

また、現施設は老朽化が進み建物の構造や設備等の関係から現在主流のユニットケアや効率的な運用に制限があり、足寄町における

保健、医療、福祉の連携を進める上でも現在の特別養護老人ホームにかわる施設をどのように整備すべきか関係機関の協力も得て検討を進めてまいります。

次に、企業会計について申し上げます。

上水道事業であります。持続する水道を基本理念に、さらなる老朽管路及び道路改良事業などに伴う配水管敷設替事業を行い、地域住民に安心・安全な水道水の安定的な生活用水の供給を図ってまいります。

次に、足寄町国民健康保険病院事業会計であります。北海道は平成28年1月22日付で北海道地域医療構想を策定し、十勝医療圏の2025年を見据えた地域の人口ビジョンなど、今後この地域に求められる医療需要及び必要とされる病床数のあり方として、在宅復帰やリハビリテーション機能を有する回復期病床の不足を示しました。

国保病院は、町内唯一の入院病床を有する24時間対応の救急告示医療機関として引き続き急性期の患者の受け入れを継続するとともに、高度医療機関で急性期治療を終えた患者さんのリハビリや在宅に向けた回復期機能を提供する地域医療機関としての体制を維持してまいります。

また、高齢化の進展による医療ニーズの変化により、これまでの病院で治す医療から病気を抱えながら地域で生活していく地域で支える医療にシフトしていくことが求められており、医療と介護、保険、福祉連携システムの取り組みによる地域包括ケアシステムを構築するため、行政と密接に連携を図りながら地域で支える医療に向けた体制づくりを推進してまいります。

住民がいつでも安心して必要な医療を安定的に受けられる環境を整えるため、医師や看護師等医療従事者の確保に努めるとともに、良質な医療の提供と思いやりのある患者対応に努め、医療サービスと費用対効果の両面とを十分に考慮しながら、着実に経営の健全化が進展するよう取り組んでまいります。

以上、項目ごとの概要説明を申し上げます。

たが、平成29年度の当初予算編成に当たっては、財政の健全化を念頭に置き、緊急性や必要性、経費の節減等を十分に考慮し、財源につきましては町税、地方交付税等においては不透明な部分が多いものの限られた財源の効率的な配分や国の施策を活用し予算編成を行いました。

以上、申しあげました内容を主として平成29年度の予算を編成いたしました結果、各会計の予算案の規模は、一般会計で99億1,677万2,000円、特別会計全7会計の合計で32億7,793万7,000円、企業会計全2会計の合計で16億5,343万2,000円、全会計合計で148億4,814万1,000円となり、前年度当初予算と比較しますと、その伸び率は一般会計で10.8%の増、特別会計総額で3.9%の増、企業会計総額で2.2%の減、全会計合計で7.6%の増となりました。

今後も限られた財源を効果的に活用し、健全な財政の堅持に努め、町民の皆様と協働のまちづくりを進めてまいりる所存であります。

以上、平成29年度の行政執行方針を申しあげました。

町議会議員並びに町民の皆様の一層の御支援と御協力をお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 次に、教育委員会から教育行政執行方針を申し述べます。

教育長 藤代和昭君。

○教育長（藤代和昭君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、平成29年第1回足寄町議会定例会の開催に当たり、足寄町教育委員会の所管行政の執行に関する方針について申し上げます。

最初に、基本姿勢についてです。

子供たちの心身ともに健やかな成長や、大人が生き生きとした表情で学び続ける姿は、時代や社会を越えて町民共通の願いです。

今、学校教育では、主体的に学ぶ習慣や確かな学力、豊かな人間性、活動的な体力などの育成に向け、学校力を発揮して組織的かつスピード感を持って対応し、教育の質を保証

することが求められています。

一方、生涯学習では生涯学習社会の進展に伴う多様な学習機会やライフステージに応じた学習内容の充実など積極的に学び、その成果を生かしていく環境づくりを推進していかなければなりません。

足寄町教育委員会といたしましては、こうした状況を踏まえ、教育基本法を初めとする教育関連法や第6次足寄町総合計画及び第4次足寄町生涯学習推進計画などを基底に据え、総合教育会議の協議、調整を尊重し、学校や家庭、地域、関係機関・団体と相互に理解と補完を図りながら、地域の宝である子供たちの確かな学びや町民の生きがいとなる学び合いを推進してまいります。

以下、学校教育と生涯学習の推進について、主な施策を申し上げます。

一つ目は、生きる力を育む学校教育の推進についてです。

まず、学習指導要領の基本理念である生きる力を育成するために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の発達と調和のとれた教育課程の管理に努め、生涯学習推進アドバイザーを活用した学習指導や進行管理を通し、教育の質の向上を図ってまいります。

次に、保護者・地域に信頼され、安心して託される学校運営に向け、教育委員会が自主性や主体性を発揮し、校長会議、教頭会議を通じた的確な指示や指導等の徹底を図ってまいります。

さらに、開かれた学校や特色ある教育づくりに資する学校評議員会議や地域参観日の開催、学校評価や地域教育資源の活用、学びの連続性を重視した小中学校の指導連携などを推進してまいります。

また、今年度から先行実施として学校運営協議会を螺湾小学校に指定してコミュニティスクールを導入し、地域とともに歩む学校づくりを一層推進してまいります。

生きる力の具体的な方策としまして、小中学校の確かな学力では、加配措置の少人数指導や習熟度別学習、町単独による学習支援員

の配置、長期休業中の学習機会の提供、家庭への啓発活動などに取り組んでまいります。

また、全国学力・学習状況調査の実施結果を受け、足寄町教育委員会としての学力向上推進プランに基づく各学校の具体的方策や数値目標を位置づけた学力向上策や学校改善プランとともに、足寄町生涯学習研究所による学力調査・分析の結果を踏まえ、学力向上を図ってまいります。

さらに、国旗・国家の実施では、儀式的行事等において望ましい形での実施を図ってまいります。

次に、豊かな心では、道德教育を重視し、私たちの道德を活用した命の大切さや思いやりの心、規範意識などの醸成、教育相談の充実、読書活動の推進などに取り組んでまいります。

特に、読書につきましては、想像力や共感性などの豊かな感性を育む学校図書の実用性に向け、引き続き蔵書の計画的な整備や町図書室との連携による定期的な巡回配本活動などに取り組んでまいります。

また、いじめはだれにでも起こり得る、犯罪である、命にかかわる問題であるとの基本認識に立ち、足寄町いじめ防止基本方針に基づき未然防止や早期対応、学校・保護者・関係機関との速やかな連携に努めるとともに、重大事案につきましては総合教育会議で協議してまいります。

そして、健やかな体では、全国体力・運動能力、運動習慣等調査を踏まえ、教科体育の充実や体力づくり運動の日常実践化、新体力テストの実施などを通し、体力向上や運動の習慣化を推進してまいります。

今日的な教育課題につきましては、食育では栄養教諭の効果的な活用を図り、食に関する指導を推進するとともに、学校給食の衛生・安全管理の充実を図ってまいります。

また、魅力ある献立を通し、地場産食材の積極的な活用によるふるさと給食やリクエスト給食を継続し、安全・安心な給食に努めてまいります。

国際理解教育では、国際交流員の積極的な活用を図り、町内の小学校や中学校に派遣して外国語活動や授業を支援し、異文化理解など国際理解教育の推進に努めてまいります。

キャリア教育では、関係機関・団体等との協力・調整を図り、職場訪問体験学習などを通し、望ましい職業観や勤労観を培ってまいります。

防災・交通安全教育では、いつでもどこでも起こり得ることを想定し、各教科の関連学習内容や実施訓練を通して災害への適切な迅速対応に努めてまいります。

I C T教育では、児童生徒が急速に進展している情報化社会に主体的に対応できる情報活用能力を身につけさせるため、教育活動のさまざまな場面において効果的活用を図るとともに、インターネットトラブルなど情報モラル教育の徹底にも努めてまいります。

環境教育では、足寄中学校の太陽光発電装置を活用した環境保全やエネルギー教育を理科授業などの教育活動に組み入れてまいります。

特別支援教育では、社会的自立を目指した個別指導計画や教育支援計画に基づく個の障害ニーズに応じた教育活動の展開や学習支援員の継続配置、あしよろ子どもセンターとの連携など支援体制の充実を図ってまいります。

複式教育では、少人数のよさを生かしたきめ細かな指導計画による個に応じた指導や学習効果を高める集合学習と交流学習を支援し、地域環境の特性を生かした複式教育の充実を図ってまいります。

足寄高等学校の存続に向けた取り組みにつきましては、遠距離通学費や入学一時金、見学旅行費、下宿代などの通学にかかわる補助並びに部活動費や進路模試・各種検定料などを通して充実した教育活動を支援する足寄高等学校振興会への補助などを継続支援してまいります。

また、姉妹都市ウエタスキウイン市に派遣する足寄高校生海外研修派遣や、公設民営

塾、多目的交流施設などの支援を継続してまいります。

さらに、足寄高等学校とともに足寄高等学校振興会や足寄高校を存続させる会などと連携しながら2間口確保に向けた啓発活動などの取り組みを効果的、計画的に推進してまいります。

学校給食につきましては、子育てや足寄高等学校存続などの支援策、さらには人口減少対策として引き続き小・中学校と高校に給食費の無償提供をしてまいります。

教育環境につきましては、足寄小学校校舎の老朽化に伴う施設、設備の改修や僻地小学校体育館非構造物の耐震化整備、教職員住宅の改築等を計画的に進めてまいります。

二つ目は、豊かに学び続ける生涯学習の推進についてです。

笑顔があふれるまちづくり～まなび、つながり、ささえあい～を基本理念とした第4次足寄町生涯学習推進計画を踏まえ、生涯学習社会の実現に向けた生涯学習の充実とともに、平成30年度から5年間を見据えた第5次足寄町生涯学習推進計画の策定を図ってまいります。

また、主体的な学習活動やその成果をまちづくりや人づくりに反映していくための支援を進めてまいります。

家庭教育につきましては、子供が最初に接する社会が家庭であることから、家庭教育学級や子育て支援・学習と交流の会すくすくの充実をさらに図ってまいります。

また、あしよ子どもセンターなどの子育てにかかわる関係機関との連携による家庭教育・子育て支援の充実に努めてまいります。

青少年教育につきましては、人間形成の基礎が培われる青少年期にさまざまな体験活動を通し自立と共生に富んだ豊かな人材を育成することが望まれており、地域の自然、文化、歴史などの地域素材を生かした自然体験活動、すすめ！あしよ☆冒険王の実施を初め、各種ボランティア活動やスポーツ活動、文化・芸能活動などの支援と育成に努めると

ともに、長期休業中の居場所づくりとしてチャレンジクラブを夏季間と冬季間にわたって実施し、学ぶ意欲や習慣化を図ってまいります。

また、地域の教育機関であるネイバルあしよろや九州大学北海道演習林との連携を図ってまいります。

成人教育につきましては、今後のまちづくりにとって欠くことのできない重要な課題であることから、情報の提供やリーダー養成の学習機会を充実させるように努めてまいります。

また、ふるさと足寄100年塾、生きがいスクールや学遊校の活動として、多様な講座やボランティア活動への積極的な参加など、高齢者の生きがいにつながる豊かな学び合いを支援してまいります。

さらに、女性ならではの経験と感性によって活躍する社会が求められており、女性の仲間づくりやまちづくりを推進するための学習機会や情報の提供に努めてまいります。

国際交流につきましては、姉妹都市のウエタスキウイン市から引き続き国際交流員を招聘し、保育園児への英語遊び活動ベビーキッズや一般町民を対象とした英会話教室を実施してまいります。

生涯学習の施設につきましては、町民センターと生涯学習館をまちづくりや人づくりに向けた学習拠点として位置づけ、今年度からの3カ年計画で町民センター大規模改修を進める中で、平成30年度中にオープンを予定している図書室の図書館移行など、計画的に整備を実施してまいります。

図書室につきましては、知の拠点として図書館移行に伴う蔵書の計画的充実に図り、町民が気軽に利用できる機能や利便性などの向上とともに、読書普及活動を推進してまいります。

また、乳幼児・児童への読み聞かせや、乳幼児の絵本との出会いと親子の触れ合いなどを支援するブックスタート事業を継続して取り組んでまいります。

文化・芸能活動の推進につきましては、各種文化団体等が行う自主的な活動を通してすぐれた文化・芸能に触れる機会を提供し、地域文化の伝承や創作活動等を支援してまいります。

文化財につきましては、郷土資料館において町の歴史や発展の資料を数多く保存していることから、郷土の歴史や文化継承が町民や学校教育、社会教育にも有効活用できるよう資料の整理や展示の工夫、情報提供などに努めてまいります。

足寄動物化石博物館につきましては、企画・運営の工夫や発掘体験活動などによる入館者数の増加に努めており、本町の象徴的な学術施設として連携を図ってまいります。

国指定天然記念物オンネト一湯の滝マンガン酸化物生成地につきましては、環境省が実施する生態系維持回復事業に参画し、有害魚類の根絶と自然環境の回復を目指し、関係機関との連携を図りながら保護と活用について具体的方策を検討してまいります。

体育・スポーツの振興につきましては、町民皆スポーツを目指し、いつでも、どこでも、だれでもスポーツに参加できる機会の拡充や各種スポーツ施設の安全点検並びに計画的整備を図ってまいります。

また、各関係機関・団体と連携し、指導者の育成や指導体制の充実を図ってまいります。

さらに、各種スポーツ大会や出前教室、学校開放事業、総合型地域スポーツクラブの育成などを通し、スポーツの振興と普及に努めてまいります。

以上、平成29年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

町議会議員各位や町民の皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 次に、農業委員会から活動方針を申し述べます。

農業委員会会長 齋藤陽敬君。

○農業委員会会長（齋藤陽敬君） 議長のお許しを得ましたので、平成29年度第1回足

寄町議会定例会の開催に当たり、足寄町農業委員会の活動方針について申し上げます。

昨年は、8月中旬の台風7号を初めとした四つの台風の上陸、接近により、河川等の氾濫による住宅浸水、農地の決壊、土砂の流入、冠水等未曾有の被害に襲われました。

被害に遭われた皆様には、この場を借りて心よりお見舞い申し上げます。

さて、昨年の農業につきましては、春耕期は天候に恵まれ作業も順調に進みましたが、6月以降の低温、長雨が続き、小麦は収穫期はおくれたものの収穫期間中の好天により平年作を確保することができました。

しかしながら、豆類及びビートは、その後のたび重なる台風により、総じて低収となり、秋作全般には過去に例のない厳しいものとなってしまいました。

酪農につきましては、生乳生産については昨年を下回るものの、初任牛を初めとした個体販売につきましては、依然として高値が続いていることから、売上高は上昇しております。

ただし、更新牛等の確保には苦慮している状況が続いております。

一方、和牛につきましては販売価格が高値で推移しており、今後も高値維持が期待される所です。

足寄町の農業経営につきましては、一長一短はございますが、総体的には非常に厳しい一年であったと思われ、本年度こそは豊かな実りの秋を期待する所です。

本町の農業委員は農業委員会法の改正後、他市町村に先駆けて12名の新体制でスタートしました。

改めて、農地利用の最適化に努める所存でございます。

農業委員会は、農業生産の根幹をなす土地と人にかかわる重要な農地行政を担う機関として、農業者の皆様を初め、足寄町、足寄町農業協同組合及び一般社団法人北海道農業会議等関係機関と連携し、安定的かつ生産性の高い農業経営を目指す地域農業の確立に向け

て推進してまいります。

活動目標につきましては、次のように図ってまいります。

1点目として、農地の有効活用に向けた取り組みについて申し上げます。

担い手の高齢化や後継者不足により離農農家の増加や、昨今の農業機械の大型化に伴う耕作不適地の遊休化が危惧されておりますが、現在も継続して取り組んでおります、農地パトロール等を強化することにより、農地の実態等を把握して農地を守る活動を推進いたします。

さらに、認定農業者、新規就農者といった意欲と能力のある担い手の育成確保を目指し、農地の利用調整について迅速な対応を図れるよう尽力いたします。

2点目として、法定所掌事務の実施について申し上げます。

農地法、農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事務の推進に関する法律、その他法令等に係る所有権移転及び賃貸借、農地転用等の事務について適正指導を推進します。

また、国は昨年農地法を改正することにより、農業生産法人の新名称である農地所有適確法人の要件を緩和し、新規参入する法人の促進を図りましたが、農業委員会としまして、そのような参入法人に対して適切な指導を実施します。

3点目に、農業者年金と家族経営協定の取り組みについて申し上げます。

国民年金とあわせて老後の生活を豊かにするため、農業者年金の加入を促進し、年金相談会等を開催しています。

家族協定につきましては、なかなか普及が進まない状況ではありますが、農業経営において一番必要とするパートナーや後継者の啓発を行い、一歩ずつ推進を図ってまいります。

4点目に、後継者パートナー対策事業について申し上げます。

平成21年より農業後継者パートナー対策委員会を設置し、対策委員会の一組織として婚活ツアー等の事業を実施しております。

昨年におきましては、新たな取り組みとして他町村との共同開催することにより、広い視野に立ったイベントを実施しました。

今年度も多くの方が参加したくなるような取り組みをできるよう足寄町農業協同組合青年部と協力して進めてまいります。

今後におきましても、後継者パートナー対策事業のあり方を含めて改善を図りながら委員会の一員として一組でも成婚できるよう、より多くの機会の提供に努めてまいります。

最後に、情報発信の取り組みについては、農業委員会だよりを発行し、情報の提供を図ることや町のホームページを活用して情報発信する取り組みをさらに進めてまいります。

以上、平成29年度足寄町農業委員会の活動方針について申し上げます。

町議会議員並びに町民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これで、行政執行方針を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

昼食のため、1時まで休憩をいたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 報告第3号

○議長（吉田敏男君） 日程第8 報告第3号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま、議題となりました、報告第3号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

平成28年11月19日から平成29年2月21日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第1号の規定により報告する工事又は製造の請け負いは、2ページにございます別紙のとおり2件でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 議案第12号

○議長（吉田敏男君） 日程第9 議案第12号監査委員の選任についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） ただいま、議題となりました、議案第12号監査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

下記の者を足寄町監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。

提案の理由につきましては、平成29年3月31日をもって任期満了となるものでございます。

選任同意をお願いする方につきましては、現監査委員であります、川村浩昭氏。

再度お願いをしたいということで、選任同意を求めらるるものでございます。

なお、川村氏の職歴、公職歴等々につきましては記載のとおりでございますので、説明省略をさせていただきます。

御同意賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第12号監査委員の選任についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第12号監査委員の選任についての件は、同意することに決定をいたしました。

◎ 議案第13号

○議長（吉田敏男君） 日程第10 議案第13号町道路線の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 阿部智一君。

○建設課長（阿部智一君） ただいま、議題となりました、議案第13号町道路線の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

道路法第10条第3項の規定により、路線番号506番、路線名旭町2丁目3号通及び路線番号581番、路線名駅前通の終点位置の変更をお願いするものでございます。

旭町2丁目3号通につきましては、町道局営通の整備に伴う終点位置の変更でございます。

駅前通につきましては、土地区画整理事業における道路整備に伴う終点位置の変更でございます。

5ページ、6ページに変更路線位置図を貼付してございますので、御参照願いたいと思います。

以上、提案理由の御説明とさせていただきます。

ますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第13号町道路線の変更についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第13号町道路線の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第14号

○議長（吉田敏男君） 日程第11 議案第14号字の区域の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 阿部智一君。

○建設課長（阿部智一君） ただいま、議題となりました、議案第14号字の区域の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第260条第1項の規定により、足寄都市計画事業足寄市街地区土地区画整理事業の施工区域内の字区域を別紙変更調書のとおり変更いたしたく、議会の議決をお

願ひするものでございます。

変更の内容でございますが、平成15年2月14日付で事業計画決定を受けて事業着手しております、足寄市街地区土地区画整理事業におきまして、平成28年度中に換地計画の認可を受けて平成29年度中に換地処分の公告手続を予定しております。

この換地処分がなされると、従前地の権利が新しい換地に移行することになります。

当事業の実施に伴い、施工地区内の一部において従前の字界が事業後の道路や宅地の形状と一致しない箇所が生じていることから、新たな街区形成にあわせて字界の一部変更を行うものでございます。

なお、この字区域の変更は土地区画整理法第103条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日に効力が生じるものとしております。

8ページから10ページに変更調書、別冊におきまして変更箇所図を貼付してございますので、御参照願いたいと思います。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第14号字の区域の変更についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成

の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第14号字の区画の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第15号

○議長(吉田敏男君) 日程第12 議案第15号足寄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長(大野雅司君) ただいま議題となりました、議案第15号足寄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる個人番号法の一部改正により、本条例で同法を引用している条名が改正されたため、これにあわせて改正するものでございます。

改正条例の内容について申し上げます。

足寄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

附則で、この条例の施行日を法律の施行日にあわせまして、平成29年5月30日からと規定しております。

ページ右側に、新旧対照表を貼付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第15号足寄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 7番以外の方は起立でございます。

起立多数でございます。

したがって、議案第15号足寄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第16号

○議長(吉田敏男君) 日程第13 議案第16号足寄町個人情報保護条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、議案第16号足寄町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる個人番号法の一部が改正されたことから、本条例の関連する部分について法改正に準じて改正するものでございます。

改正条例の内容について申し上げます。

足寄町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

足寄町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条の改正は、第2号の個人情報の用語の定義の改正と、新たに第3号として個人識別符号、第4号として要配慮個人情報の用語の定義を加える改正でございます。

第7条の改正は、新たに定義された用語の置きかえの改正でございます。

第30条の2、第30条の7及び第30条の8の改正につきましては、番号法の情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の情報連携に関する規定が改正されたことから、これに準じて改正するものでございます。

附則で、この条例の施行日を法律の施行日にあわせて平成29年5月30日からと規定しております。

13ページ、14ページに新旧対照表を貼付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めま

す。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第16号足寄町個人情報保護条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 7番議員以外の方は起立でございます。

起立多数でございます。

したがって、議案第16号足寄町個人情報保護条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第17号

○議長（吉田敏男君） 日程第14 議案第17号あしよろ銀河ホール21設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、議案第17号あしよろ銀河ホール21設置及び管理条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、国の地方創生加速化交付金の交付を受けて建設しているあしよろ銀河ホール21アンテナショップの名称を地域活性化施設とし、あしよろ銀河ホール21設置及び管理条例に項目を追加して管理するために提案させていただくものでございます。

改正条文の内容について申し上げます。

あしよろ銀河ホール21設置及び管理条例の一部を改正する条例。

あしよろ銀河ホール21設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

第4条に次の第1号を加えとしまして、第7号として地域活性化施設を追加いたします。

次に、別表の表題を別表（第7条関係）に改め、別表中に「地域活性化施設」を追加し、基本使用料3万7,200円、電気料実費使用料、一月に満たない基本使用料は日割り計算とすると規定いたします。

附則におきまして、施行日を公布の日からとしております。

なお、16ページに新旧対照表を貼付しておりますので、御参照いただきたいと思ます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第17号あしよろ銀河ホール21設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第17号あしよろ銀河ホール21設置及び管理条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第18号

○議長（吉田敏男君） 日程第15 議案第18号足寄町土地開発基金条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、議案第18号足寄町土地開発基金条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、土地開発基金が保有していた北2条4丁目60番地1等の土地を、今年度、はるにれ団地公営住宅建設に伴い一般会計で買い戻したため、土地開発基金が保有する現金が増加しましたが、当面土地開発基金で先行取得する予定もないことから、基金の額を減額する改正をお願いするものでございます。

改正条文の内容について申し上げます。

足寄町土地開発基金条例の一部を改正する条例。

足寄町土地開発基金条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「5,358万3,000円」を「1,604万7,000円」に改めるものでございます。

現在、基金で保有する額は、土地として保有する額が404万円、現金として保有する額が4,975万6,213円、合計で5,379万6,213円となっております。

今回、基金で保有する額を減額する改正をお願いしているところでございまして、改正後は、土地として保有する額は現在と同額で404万円、現金として保有する額は3,775万円減額いたしまして1,200万6,2

13円となり、合計で1,604万6,213円とするものでございます。

附則におきまして、施行日を公布の日からとしております。

なお、ページ右側に新旧対照表を貼付しておりますので御参照いただきたいと思います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第18号足寄町土地開発基金条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第18号足寄町土地開発基金条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第19号

○議長（吉田敏男君） 日程第16 議案第19号足寄町税条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 沼田 聡君。

○住民課長（沼田 聡君） ただいま議題となりました、議案第19号足寄町税条例等の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が平成28年11月28日にそれぞれ公布され、いずれも原則として公布の日から施行、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律が平成28年6月7日に公布され平成29年4月1日から施行されることから、本条例の改正を行うものでございます。

改正の内容についてですが、第1条の足寄町税条例の一部改正につきまして、1点目は「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に名称を変更するものでございます。

2点目は、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限を延長するものでございます。

次に、第2条の足寄町税条例等の一部を改正する条例の一部改正につきましては、平成29年4月に予定されていましたが、消費税率の引き上げが延期されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

1点目は、軽自動車税のグリーン化特例の1年延長に係る規定の整備を行うものでございます。

2点目は、軽自動車税の環境性能割の導入時期が変更になったことに伴い、規定の整備、施行期日の変更、適用年度の変更及びグリーン化特例の1年延長に係る経過措置の新設を行うものでございます。

3点目は、法人税割りの税率引き下げの次期が変更になったことに伴い、規定の整備及び施行期日の変更を行うものでございます。

附則ですが、この条例は公布の日から施行

する。

ただし、第1条中足寄町税条例第36条の2第1項ただし書きの改正規定は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

21ページから31ページにかけて新旧対照表を貼付しておりますので、御参照願います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第19号足寄町税条例等の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第19号足寄町税条例等の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第20号

○議長（吉田敏男君） 日程第17 議案第20号足寄町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 丸山晃徳君。

○福祉課長（丸山晃徳君） ただいま議題となりました、議案第20号足寄町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、昨年4月に足寄小学校の西側に整備した足寄町児童館内に設置した足寄町放課後児童クラブの利用希望者数が、当初見込んでいた児童数を上回り、さらに今後も利用希望者の増加が見込まれることから、現在の定員80名を120名に改正することを提案させていただくものでございます。

改正条文の内容について申し上げます。

足寄町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

足寄町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「80名」を「120名」に改める。

附則ですが、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

なお、32ページ右側に新旧対照表を貼付しておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第20号足寄町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第20号足寄町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第21号

○議長(吉田敏男君) 日程第18 議案第21号足寄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 丸山晃徳君。

○福祉課長(丸山晃徳君) ただいま議題となりました、議案第21号足寄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部施行及び関係法令の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が平成28年4月1日に施行され、当日から利用定員18名以下の小規模な通所介護事業が地域密着型サービスに移行し、市町村が事業者の指定をすることになったことから、市町村における関係規定の整備を、経過措置が終了する平成29年3月末までに行う必要が生じ、指定地域密着型通所介護の基本方針について新たに規定するとともに、条項ずれ解消のために

改正することを提案させていただくものでございます。

改正条文の内容について申し上げます。

足寄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

足寄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第7条の次に、次の1条を加えることといたしまして、第7条の2として指定地域密着型通所介護の基本方針を加えております。

なお、この指定地域密着型通所介護サービスの人員、設備及び運営に関する具体的な基準は、従来国が定めていた基準に沿って規則で定めることとしております。

また、第10条、第11条第1項及び第12条第1項の改正は、参照しております介護保険法の条項番号の改正によりこれにあわせて改正をするものでございます。

附則ですが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

なお、34ページに新旧対照表を貼付しておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第21号足寄町指定地域密

着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第21号足寄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第22号

○議長(吉田敏男君) 日程第19 議案第22号足寄町小規模企業振興基本条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

経済課長 村田善映君。

○経済課長(村田善映君) ただいま議題となりました、議案第22号足寄町小規模企業振興基本条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

国では、平成26年6月27日に小規模企業振興基本法を公布し、小規模企業の振興について基本原則、基本方針等を定めるものとし、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することによって地域経済の健全な発展及び町民の生活の向上を図っていくこととしております。

また、北海道においても道の責務、小規模事業者・小規模企業・団体等の役割等を明確にし、小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進することにより地域経済の活性化及び地域社会の持続的発展に資することとし、北海道小規模企業振興条例等を制定し、28年4月1日から施行しているところでございます。

足寄町においても、事業者の約9割を占める小規模企業は地域経済の活性化や雇用の創

出に重要な役割を担っておりますが、人口減少に伴う需要の減退や後継者不足などによりその取り巻く環境は厳しい状況であります。

こうした状況のもとで町、商工会、事業者など関係者が危機感を共有し、一体となって地域の小規模企業の持続的な発展を図り、地域経済の活性化と安心して暮らし続けられる地域社会の実現と地域経済の振興を図り、町民の生活の向上に寄与するため本条例を制定するものであります。

条例の内容について御説明します。

第1条では、目的として、小規模企業の成長発展及びその事業の持続的発展並びに地域経済の活性化を図り、もって町民の生活向上に寄与することを定めております。

第2条では、定義として、小規模事業者、商工会の用語を定めております。

第3条では、基本理念として、小規模企業の振興は国、北海道、商工会、その他関係機関との連携を図り、小規模企業の成長発展と持続的発展が図れることの旨として推進することを定めております。

第4条では、基本的施策として、第1条の目的を達成するため基本理念に基づく第1号から第5号までの五つの基本施策を定めております。

第5条では、町の責務として、第3条に定める基本理念に基づき、小規模企業の振興に関する施策を総合的に、かつ計画的に作成し、及び実施する責務として4項目について定めております。

第6条では事業者の役割、第7条では商工会の役割をそれぞれ定めております。

第8条では、財政上の措置として、町は小規模企業の振興に関する施策を推進するため必要な財源措置を講じるよう努めることを定めております。

第9条では、委任について定めております。

附則で、この条例は、平成29年4月1日から施行するものと定めております。

以上、提案の理由を説明させていただきます

すので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第22号足寄町小規模企業振興基本条例の制定についての件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査にすることにしたいと思ひます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号足寄町小規模企業振興基本条例の制定についての件は、総務産業常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は会期中の休会中に審査の上、報告をお願いをいたします。

◎ 散会宣告

○議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、3月12日、午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございます。

午後 1時46分 散会